

9月市議会定例会

議長・副議長決まる 予算・一般議案23件を議決 議員提案による政策条例「川口市町会・自治会への 加入及び参加の促進に関する条例」を可決

平成30年第3回(9月)市議会定例会は、9月3日から27日までの25日間にわたり開かれました。今回、市長から提出された議案は、予算議案3件、条例議案および決算認定議案などの一般議案23件の合計26件で、決算認定議案を除く23件は、審議の結果、いずれも原案どおり可決・同意されました。また、今定例会において議長、副議長が選出されました。なお、決算認定議案3件については、決算審査特別委員会が設置され、閉会中の継続審査となりました。

補正予算議案

一般会計は、12億4千371万7千円の追加で、その主な内容は、次のとおりです。

- ・消費者の市内における購買意欲の拡大および商業の活性化を図るため、川口商工会議所などが実施する「元氣」川口商品券発行事業に対し補助を行うための経費。
- ・大阪北部地震のブロック塀倒壊を受け、市内の小学校22校のブロック塀について、安全確保の措置を講ずるための経費。
- ・西スポーツセンターのプールの天井パネルが一部落下したことに伴い、プールの天井の撤去および流水プールの補修などを行うための経費。

- ・特別会計は、国民健康保険事業、介護保険事業の2会計で、2億55万4千円が追加されました。

一般議案

主なものは次のとおりです。

条例議案

- ◆川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県の高齢心身障害者医療費支給事業の補助金交付制度の見直しに伴い、負担の公平性を図るため、重度心身障害者医療費の助成に所得制限を設けるなど、必要な事項を定めるもの。

- ◆川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の建築の許可などに係る手数料を新たに設けるために必要な事項を定めるもの。

訴えの提起議案

- ◆訴えの提起について
- ・市営住宅の明渡し等の請求

市道路線の認定・廃止議案

- ◆市道路線の認定について
- ・神根第385―4号線
- ・安行第310―2号線

市道路線の廃止について

- ◆市道路線の廃止について
- ・神根第309号線
- ・神根第400号線
- ・ほか5路線



所信と報告を述べる奥ノ木市長



副議長 関 裕通 (45歳)
 3回 議会議事運営委員会委員長
 建設常任委員会委員長
 子育て・教育環境向上対策特別委員会副委員長
 農業委員会委員
 監査委員



議長 関口 京子 (66歳)
 4回 副議長
 福祉環境常任委員会委員長
 子育て・教育環境向上対策特別委員会委員長
 議会議事運営委員会副委員長
 経済文教常任委員会副委員長
 農業委員会委員
 監査委員

人事議案

◆川口市教育委員会委員の任命同意
(敬称略)

菅原 京子

◆人権擁護委員の候補者の推薦について

落合 和弘、矢作 雅美

議員提案

今定例会に議員提案として、条例1件、意見書2件の提出があり、審議の結果いずれも可決され、意見書については関係機関へ送付しました。

【条例】

◆川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例

町会・自治会は、地域活動の中心的な存在であり、居住する地域社会において、相互に支え合い、安心して快適に暮らせる良好な社会の実現を目指し、市民が町会・自治会に加入して、活動に参加することを促進するために必要な事項を定めるもの。

【意見書】

◆被災者への支援策の拡充を求める意見書

◆介護職員の人材確保のためさらなる処遇改善等を求める意見書

議会人事

閉会中の継続審査となった決算認定議案の審査を行うため、「一般会

計及び各種特別会計決算審査特別委員会」および「企業会計決算審査特別委員会」をそれぞれ設置しました。
(◎印は委員長、○印は副委員長、敬称略)

【一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会】

◎杉本 佳代、○幡野 茂、

青山 聖子、奥富 精一、

濱田 義彦、芦田 芳枝、

碓 康雄、野口 宏明、

榊原 秀忠、芝崎 正太、

井上 薫、松本 進、

金子 幸弘

【企業会計決算審査特別委員会】

◎前田 亜希、○今井 初枝、

飯塚 孝行、古川 九一、

稲垣喜代久、福田 洋子、

関 由紀夫、木岡 崇、

江袋 正敬、矢野由紀子、

関 裕通、吉田 英司、

大関 修克

インターネット中継がスマートフォンやタブレット端末からも視聴できるようにしました。
議会ホームページからアクセスを。



埼玉県議会からのお知らせ
県議会広報番組

「こんにちは県議会です」
テレビ埼玉にて放送中

※詳細は県議会ホームページをご覧ください

未来へと命を繋ぐ 189 11月は「児童虐待防止推進月間」

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。
あなたの連絡・相談が子どもを守る大きな一歩となります。



相談窓口

● 子育て相談課・家庭児童相談室

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日を除く)
(家庭児童相談員による相談は9:30～16:30)

☎048-259-9005 (子育て相談課直通)

※上記の日時以外で緊急の時は

「市役所代表☎048-258-1110」へ

● 埼玉県南児童相談所

月～金曜日 8:30～18:15 (祝日を除く)

☎048-262-4152

● 埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル

月～金曜日 18:15～翌8:30 (土・日曜、祝日は24時間対応)

☎048-779-1154

● 児童相談所全国共通3桁ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話がつながります。
(開所時間以外の時間帯は留守番電話になります。)

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料がかかります。

☎189 (いちはやく)

● 地域保健センター

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日を除く)

☎048-256-2022

● 一人で悩まないで

「このままでは虐待してしまうのでは…」
「もしかしてこれって虐待では…」と悩んでいませんか?

さまざまなストレスや不安がきっかけになって虐待してしまうことは、決して特別なことではなく、同じように悩んでいる人はたくさんいます。どんなささいなことでも構いません。子育てに悩んだときは、一人で悩まず、まずは相談してください。

● 地域のみなさまへ

皆さんの温かいまなざしや声かけが、子育て中の親子の心の支えになることもあります。また、近くに「気にかかる親子」がいたり、「もしかして虐待?」と思ったときには、子育て相談課や児童相談所などに連絡してください。連絡した人が特定されないよう、秘密は厳守します。